

川崎市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則の制定について

1 経過

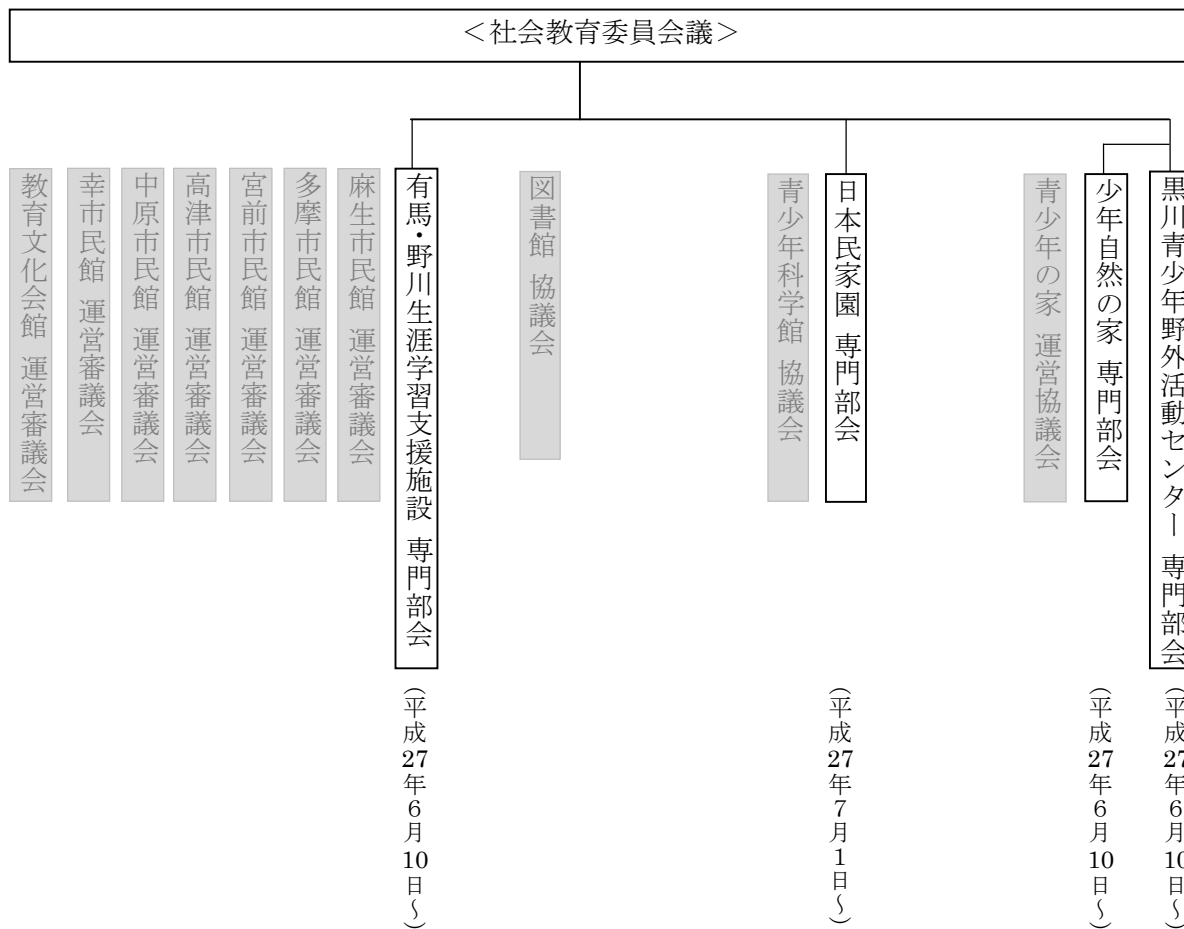
- ・平成27年第1回市議会定例会で「川崎市附属機関設置条例」及び「附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」が制定され、施設ごとに設置されている附属機関は、当該委員の任期満了の翌日を持って廃止となった。
- ・これまで運営審議会等が担ってきた地域住民の意見反映の場としての機能を確保するために、川崎市社会教育委員会議に専門部会を設置することとした。

2 改正のポイント

- ・教育文化会館、市民館等の社会教育施設については、円滑な運営を図るため、それぞれ専門部会を設置する。
- ・青少年の家、八ヶ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センターについては、円滑な施設運営等について横断的に協議するため、青少年教育施設専門部会を設置する。
- ・専門部会は臨時委員で構成する。
- ・委員の任期は、平成28年5月1日から専門部会の審議又は調査が終了した日までとする。なお、図書館専門部会と青少年科学館専門部会については、図書館協議会と青少年科学館協議会の委員の任期が平成28年5月31日までとなっていることから、平成28年6月1日から専門部会の審議又は調査が終了した日までとする。
- ・専門部会は、部会長及び副部会長を選出の上、運営を行う。
- ・専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を社会教育委員会議に報告し、承認を得る。

3 組織イメージ

【平成 27 年度】



【平成 28 年度】

